令和6年2月15日付【日本水道新聞】
日水協 水コン協 ＜災害復旧円滑化へ協定＞
支援可能企業の一覧共有

日水協 水コン協

災害復旧円滑化へ協定

支援可能企業の一覧共有

日本水道協会と全国上下水道コンサルタント協会は14日、「災害時における水道コンサルタントの情報提供に関する協定」を締結し、即日施行した。日水協正会員（水道事業体等）の水道施設が被災した際、復旧に向けた調査・設計・災害査定資料作成などの業務を円滑に遅滞なく進められるよう、支援可能な水コン協会員企業の情報を被災事業体に提供するための枠組みを整えた。当初、両協会では4月1日付で締結することとして協議を進めていたが、令和6年能登半島地震の発災を受け、締結日・施行日を繰り上げた。締結式では、日本水道会館で締結式が執り行われ、日水協の青木秀幸理事長と水コン協の間山一典会長（日水コン社長）が協定書を交わした。

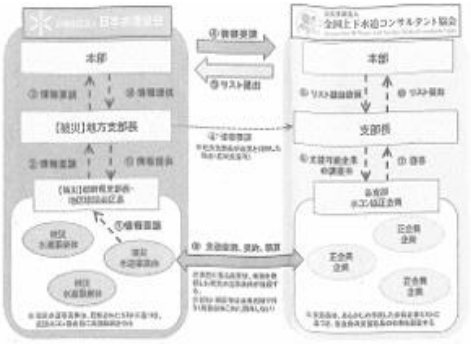

支援スキームのイメージ

能登半島地震で締結前倒し

青木理事長（右）と間山会長

協定では、被災した日水協正会員が応急仮設工事や本復旧に当たって水コン協会員企業に業務を依頼する際、速やかに依頼先を選定できるよう、日水協から要請を受けた水コン協が支援可能な会員企業をリスト化し、情報提供する旨を定めた。

水コン協会員企業による支援業務内容は▽被害状況調査▽応急仮設工事および本工事に関わる調査・設計▽災害査定用資料の作成▽その他の災害復旧に係るコンサルタント業務。

支援可能な企業に関する情報提供の要請は、被災事業体から都府県支部長（地区協議会会長）、地方支部長を通じて連絡を受けた日水協本部が水コン協本部に対して行う。要請を受けた水コン協本部は、同協会の各支部長に支援可能な会員企業のリストを提出するよう求める。支部長は事前に作成済の会員企業リストに基づき、各会員の支援意思の有無を確認の上、本部に報告する。水コン協本部から日水協本部に提出されたリストは、日水協の地方支部長・都府県支部長等を通じて被災事業体に共有される。なお、大規模災害の発生時などは、必要に応じて両協会の支部長間で情報提供の要領やリストの提出を行うことも想定する。

被災事業体は、リストに掲載された水コン協会員企業の中から依頼先企業を選定する。業務の依頼や契約、費用の精算などは、被災事業体と企業の間で直接行う。

日水協と水コン協では、地震や風水害等の災害が頻発化・激甚化している昨今の現状に加え、水道行政移管を契機として令和6年度から水道が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象施設に追加されることなどを踏まえ、被災時における早期の水道施設復旧と円滑な災害査定等の実施に向けた体制強化を図るべく、協定の締結に向けた協議・調整を進めてきた。費担法の改正を含む水道行政移管の関係法「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が施行される今年4月1日付での締結・施行を予定していたが、1月1日に令和6年能登半島地震が発災し、本復旧や災害査定等に遅滞なく対応する必要性が生じたため、当初の予定を急遽前倒しした。

今後、日水協では協定締結後初の運用として令和6年能登半島地震の災害復旧業務に対応可能な会員企業リストの提出を水コン協に要請し、ニーズに応じて石川県・富山県内などの被災事業体に情報提供する。

青木理事長の話　締結日の繰上げにご理解いただき感謝申し上げたい。災害時には一刻も早く被災地に水道を届けることが何よりも重要。これまでの度重なる災害においても、水コン協会員企業の皆さまには多大なるご協力をいただいているところだが、この協定によって両協会間の組織的な支援体制が構築される。優れた技術力によるご支援が災害対応力のさらなる強化につながるものと大いに期待している。

間山会長の話　当協会の会員各社は「いざという時にお役に立ちたい」と常日頃から思っている。これまでは各支部が自治体と協定を結んでいたが、災害が激甚化する中で本部がバックオフィスとして機能する場面があるだろうと感じていた。本部間で結ぶこの協定は広域的な支援体制の構築につながるもの。同時にわれわれの責任が重くなったと自覚しており、研鑽を積み、体制を整えるなど努力していく。